

## 平成29年4月1日から浜松支部でも労働審判の取扱いを開始します

静岡地方裁判所管内では、これまで静岡地方裁判所本庁（静岡市葵区追手町10番80号）のみで取り扱ってきた[労働審判事件](#)について、浜松支部においても取扱いを開始しますので、お知らせします。

### 1 取扱開始時期

平成29年4月1日（同日以後に申立てのあった事件）

### 2 取扱区域

浜松市，磐田市，袋井市，湖西市，掛川市，御前崎市（御前崎，白羽及び港を除く。），菊川市，周智郡

### 3 お問合せ先

静岡地方裁判所浜松支部民事訟廷（労働審判受付）

（浜松市中区中央一丁目12番5号 電話053-453-7166）